

連本070737号
2008年3月25日

朝日新聞東京本社
代表取締役 秋山耿太郎殿

財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 安藤 豊喜

3月17日および3月18日付け貴紙記事に対する抗議

当連盟は、全国都道府県の47傘下組織を通じて約2万5千人のろう者が会員となり、ろう者の福祉向上のために活動している団体です。

先般、3月17日付けの貴社夕刊紙に「60人障害年金も受給」という大見出しの記事が掲載されました。その中に、「聴覚障害者不正疑惑」という小見出しが載っていました。さらに、3月18日付けの貴社夕刊紙ですが、「看護師・民生委員も取得」という大見出しの記事の中に『2級』は補聴器を使っても聞こえない状態とされ、看護師や民生委員の職務をこなすのは難しい」とあります。これについて下記のとおり述べます。

(1) 見出し「聴覚障害者不正疑惑」について

「聴覚障害者不正疑惑」という表現は聴覚障害者が不正行為を働いたという印象を読み手に与えます。記事内容を見ますと、聴覚障害でない者が不正にして障害年金を受給していたという内容になっており、小見出しの表現は事実と異なり明らかな誤りであり、不適切な文章表現であります。

また、「聴覚障害者」と「不正疑惑」を結び付けて表現することは、読み手に聴覚障害者に対する大きな誤解を与え、新たな差別を生み出す恐れがあります。

(2) 「2級」は補聴器を使っても聞こえない状態とされ、看護師や民生委員の職務をこなすのは難しい」について

当連盟は、聴力の有無によって職業選択が制限されることは差別であり、聴覚障害関係8団体とともに、長年にわたり欠格条項の撤廃運動を展開してきました。その結果、多くの国民の支持を受けて、2001年に多くの法律から障害者を特定した絶対的欠格条項がなくなりました。

しかしながら、貴紙の「看護師や民生委員の職務をこなすことは難しい」は、逆に聴覚障害者は看護師の職業を選択することができない、また民生委員の職務をこなすことができないと読み手に大きな誤解を与える記述になっております。

以上の理由により、小見出しが重大な事実誤認であること、また差別を助長する表現・記述であることから、当連盟はこのまま看過できるものではないと考えます。よって貴社に厳重に抗議を申し出るものであり、直ちに訂正と謝罪文を貴社新聞紙（朝刊及び夕刊）に掲載することを要求いたします。

また、上記（1）の見出しほは、静岡地方版の記事見出しだけで、地域によって表記が異なります。地方版記事を取り纏める記者の意識の差が現れていると思いますが、聴覚障害者に対する正しい理解が得られるよう教育を行っていただくとともに、聴覚障害者の職業選択の自由が制限されている現状、当連盟が行ってきた差別法撤廃運動などを取材いただきこれを記事化して国民に正しい理解を促すことを要望します。

なお、本状到達後一週間以内に文書を持ってご回答ください。

連絡先

東京都新宿区山吹町130 SKビル8F

財団法人全日本ろうあ連盟

本部事務所長 久松三二

TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445